相談支援指定申請の流れ（事業所へ）

１．事前相談

　　・開始予定、利用者見込み、資格の有無、場所、事業種類（特定・児・一般）等確認。

　　・必要書類の様式の説明、データの提供

　　・書類は確認、修正等があるので、余裕をもって指定を受けようとする

前々月の中旬頃市へ提出できるよう準備してください。

開始の前月15日までに申請書類一式の提出が必要。（最終）

２．申請の流れ（9月1日事業開始予定の場合）

　例）6月　　　　事前相談

　　　７月1５日　申請書提出

　　　　　　　　（市：内容確認、修正箇所等の指示→修正等やりとり）

　　　8月1０日　修正後書類の提出

　　　　　　　　（市：書類審査、指定決裁、県への進達、公示等）

　　　8月末日　　市から事業所へ指定決定の通知、及び指定時に今後必要

な書類等説明。

　　　9月1日　　事業開始

9月中旬　　業務管理体制の届出書提出

　　書類確認の注意点

　　・運営規定：ハンドブック指定基準編3８１ページ（2020年版）

　　　　　　　　基準省令第19条１～8号の項目は基本項目の為記載必要

　　　　　　　　県：更に災害の対応が必要となる。

　　・定款：特定）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく相談支援事業」と記載してください（法人種別によっ

ては、記載方法については、各法人の所管庁にご確認ください）

児童）「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」と記載してくだ

さい（法人種別によっては、記載方法については、各法人の所管庁

にご確認ください）

３．留意

一般相談の申請には、県に相談してから約2か月程度期間が必要です。